

令和8(2026)年農業用免税軽油に係る申請について

栃木県では、毎年1月に農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しており、今年度は共同・受委託の方も含め、栃木県庁下都賀庁舎で申請を受け付けます。

※野木町役場では受付・交付を行いませんので、ご注意ください。

栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室(栃木県栃木市神田町6-6)

受付日	受付時間・対象地区		受付会場
1月13日(火)	9:00~11:30 共同・受委託	13:00~15:30 共同・受委託	栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室
1月19日(月)	9:00~11:30 友沼学区 (松原含む)	13:00~15:30 南赤塚学区 (丸林西含む)	
1月20日(火)	9:00~11:30 野木学区	13:00~15:30 佐川野学区	

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。

※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問合せください。

【申請の際に持参するもの】

- ①免税軽油使用者証
- ②免税軽油の引取り等に係る報告書 ※新規申請以外の方
納品書または領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。
- ③耕作証明書(町農業委員会事務局で発行) ※新規申請および耕作面積が変更になった場合
- ④町農業再生協議会の受付印が押印された全員分の農作業等受委託契約書の写し
※受委託の方で新規申請および耕作面積が変更になった場合

耕作証明書発行手数料:200円

使用者証更新手数料:420円(キャッシュレス決済可) ※新規申請および使用者証更新の場合
※釣銭のないようご協力をお願いします

【注意事項】

- ・新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。
- ・新規申請および免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
- ・国税および地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

問 栃木県税事務所 軽油引取税調査チーム ☎0282(23)6882

野木町農業委員会事務局 ☎(57)4109(耕作証明書について)

野木町農業再生協議会 ☎(57)1202(農作業等受委託契約書の写しについて)

町HPからも
ご確認
いただけます



広報連絡委員レポート No. 476

広報紙を読む

丸林地区 広報連絡委員 伏木 明

朝起きてポストに向かうと、そこには新聞とたくさんのチラシやパンフレットが入っています。月末近くなると町の広報紙も届けられ、とても楽しみにしています。

まずは新聞を。政治・経済・文化・スポーツ等国内外の情報が盛り沢山載っています。少しですが、その地域に根ざした内容のページもあります。クイズや投稿欄も、何回か読み直していると一時間なんてすぐにたってしまう。

次に町の広報紙を。こちらは町と住民のより良い関係を築くために新聞にはないより多くの情報が詰まっています。さまざまな行政サービスの状況や案内・結果等

盛り沢山載っています。町がどれだけ良い計画や対策を持っても、その実現には、そこに住んでいる住民の協力が不可欠なのです。また町がどのような事にも力を入れているのか、どのような施策をしているのか、住民に知ってほしい事・行動してほしい事などを効果的にタイミング良く周知してもらうためにも広報紙はとても必要だと思います。

今、多くの自治体でコスト削減や環境へ配慮して紙媒体からデジタル媒体への移行が行われていますが、災害時の情報伝達手段や高齢者などの情報格差解消の観点からも様々な情報伝達方法を組み合わせたいと思います。若い時には気にも留めなかった記事のなかにも、とても大切な情報が沢山あります。

広報紙を読んで十分利用・活用しましょう。